

第6回滋賀県税制審議会 議事概要

■開催日時

令和2年(2020年)5月22日(金)～令和2年(2020年)6月5日(金)

■開催方法

書面会議(新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえたことによる)

■出席委員(五十音順、敬称略)

井手委員、川勝委員、佐藤委員、勢一委員、松田委員、諸富委員(会長)

1 会議開始

令和2年5月22日(金)に、各委員に対して、開催通知および会議資料を電子メールにて送付し、令和2年6月5日(金)までの回答票の返信を求めた。

2 会議終了

令和2年6月5日(金)までに、別紙1(p.2～9)のとおり全委員から回答票の返信があった。

3 回答票に対する事務局の対応

(1) 議事(1)琵琶湖森林づくり県民税に係る答申案について

委員全員からの賛成をいただいたところ。井手委員からのコメントを踏まえて、別紙2(p.10)のとおり、修文したものを最終の事務局案とする。

(2) 議事(2)新型コロナウイルス感染症に係る税制上の支援策について

各委員からいただいた御意見については、別紙3(p.11)のとおり考えるところである。いずれも大変貴重な意見をいただいたので、今後の業務の参考としていきたい。

4 会長との調整

令和2年6月18日(金)に、以上を踏まえて会長との打ち合わせを行ったところ、次のとおりであった。

- ・議事(1)については、別紙1による修文後の最終の事務局案をもって、税制審議会としての答申とすることで差し支えないとのことであった。
- ・議事(2)については、各委員からの意見の他に、県内の事業者や県民からの声を施策に反映させているか否かについて事務局への質疑をいただいたうえで、原案のとおりで差し支えないとのことであった。

以上

(別記様式)

令和 2 年 6 月 5 日

第 6 回滋賀県税制審議会 回答票

滋賀県税制審議会会長 様

委員氏名 井手 英策

令和 2 年 5 月 22 日付け滋税審第 2 号で開催された第 6 回滋賀県税制審議会の書面会議
につきまして、下記のとおり回答いたします。

議事(1) 琵琶湖森林づくり県民税に係る答申案について

(賛否等)

賛成 (意見あり、修文は会長に一任)

(意見等)

内容については異論なし。一点、3 ページの下から 2 行目にある「見直しの検討」という表現が気になった。もし見直しの検討が正しいとすれば、その前に何度か出てくる「見直し」との整合性が気になる。例えば、基本計画ではあるが、「計画開始から 5 年を目途に見直しを行うことが予定されている」は「見直しの検討を行う」ではないのか？

議事(2) その他

・新型コロナウイルス感染症に係る税制上の支援策について

(意見等)

賛成 意見なし

注 1 この様式は、適宜必要な加工をして使用することができるものとします。

注 2 行が足りない場合は、必要に応じて挿入してください。

注 3 参考資料等がある場合は別紙として添付してください。

(別記様式)

令和2年6月2日

第6回滋賀県税制審議会 回答票

滋賀県税制審議会会長 様

委員氏名 川勝 健志

令和2年5月22日付け滋税審第2号で開催された第6回滋賀県税制審議会の書面会議につきまして、下記のとおり回答いたします。

議事(1) 琵琶湖森林づくり県民税に係る答申案について

(賛否等)

賛成

(意見等)

うまく取りまとめて下さり、ありがとうございました。

議事(2) その他

・新型コロナウイルス感染症に係る税制上の支援策について

(意見等)

まず大前提として、急激な所得減少に陥った家計への生活支援や活動自粛に伴う事業者の所得補償などについては、国などの財政支出によって行うべきであり、安易に税制を用いるべきではないと私は考えています。もちろん、参考資料として添付頂いた貴県における税制上の支援策（徴収の猶予、申告期限の延長）については、必要かつ適切な措置であったと思います。

しかし、貴県のHPを拝見する限り、国・県・市町を問わず、県民・県内事業者への現金給付や融資など、すでにかかなりの支援策が講じられており、しかもその大部分が急場をしのぐ短期的な効果を期待したものになっています。したがって、その意味での支援策については、税制上の支援策に限らず、これ以上の必要性はあまり感じません。また、税制上の支援策となると、どうしても税の減免といった措置になりがちですが、それよりも第2波や第3波に備えてしっかりと税収を確保しておくことも重要な支援策といえるのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化が予想され、これから長く付き合いながらざるを得ないことを考えますと、今後はそうした影響に左右されにくいレジリエンスの高い経済・社会構造への転換に資する支援策、つまり未来を見据えた投資に力点を置くべきと考えます。支援策とは、上述のような直接的なサービスだけでなく、そ

うしたサービスが非常時に迅速かつ円滑に、しかも本当に必要な人に届けられるように、行政がその情報基盤を整備し、サービスのデジタル化を進めることもまた重要な支援となります。コロナ禍と自粛の影響は、すべての人に一律に与えたわけでないにも関わらず、その選別に時間もお金もかかることから、政府の特別給付金は一人当たりの金額を下げて、全員に配ることになってしまいました。

また、医療におけるオンライン診療は典型的ですが、行政においてもこれまで対面でなければできなかったことが、遠隔でできるようになれば、感染拡大のリスクを下げられますし、業務効率の改善はもとより長らく課題とされながらも遅々として進まなかった、テレワークなどを用いた働き方改革やペーパーレス化などにも寄与するのではないのでしょうか。

ただ、そのように行政のデジタル化が進んだとしても、肝心のサービスを利用する側にもそれに対応できる条件を整えてもらわなければうまくいきません。したがって今後は、感染症拡大や災害などの有事が生じた場合に、行政からの支援（給付や融資、税制上の支援）を迅速かつ円滑に受給して頂くために、今後はその受給条件として、マイナンバーカードの登録や電子納税をお願いすることも一案と考えます。マイナンバーカードの取得や電子納税の普及に苦勞している背景には、プライバシーの問題などもありますが、利用者がその明確なメリットを感じられないという点も大きかったように思いますので、有事の行政支援をもしそのようにうまく受給できるということであれば、そうした状況の改善にも結び付くのではないのでしょうか。もちろんその際には、これまで以上に個人情報取り扱いやセキュリティの強化に努めるとともに、情報弱者へのサポートが不可欠であることは言うまでもありません。

お尋ねの「税制上の支援策」とは、かなり飛躍したコメントとなってしまいました。あまりお役に立てるコメントではなく、申し訳ありません。

- 注1 この様式は、適宜必要な加工をして使用することができるものとします。
- 注2 行が足りない場合は、必要に応じて挿入してください。
- 注3 参考資料等がある場合は別紙として添付してください。

(別記様式)

令和2年5月22日

第6回滋賀県税制審議会 回答票

滋賀県税制審議会会長 様

委員氏名 佐藤 主光

令和2年5月22日付け滋税審第2号で開催された第6回滋賀県税制審議会の書面会議につきまして、下記のとおり回答いたします。

議事(1) 琵琶湖森林づくり県民税に係る答申案について

(賛否等)

答申案はこちらで宜しいかと存じます。

(意見等)

当方のコメントを反映頂き、ありがとうございました。

議事(2) その他

・ **新型コロナウイルス感染症に係る税制上の支援策について**

(意見等)

- ・ 個人住民税について：個人住民税（所得割）は「前年所得」に拠ります。収入が急減した個人・事業者等については納税の「猶予」は認められていますが、免除されているわけではありません。今回のコロナ禍の特徴は①自営業・非正規雇用など「一部」の収入が不安定な層、観光業・飲食業など「一部」の業種を直撃していること（よって「一律10万円」のような「一律」支援は効果が乏しい）、②こうした個人・事業者の多くは従前、税・保険料を納めてきた社会の「支え手」であったことです。コロナ禍前の「前年」の所得による課税を「今年」実施することは「今年」収入減を被った個人・事業者にとっては重い負担になりえます。本来、住民税も所得税同様「現年」課税であるべきなのです。この時点では抜本的な制度改革は無理として、「今年所得の急減した」個人・事業者への住民税の減免も講じておく必要がありそうです。「今年（2020）」の所得はこの時点では確認しようがないので、一旦、申告で今年の納税を全額もしくは一部猶予しておいて、「来年（2021）」になって今年（2020）の所得情報を得た上で、納税させるか、免除するかと決めても良いかもしれません。（無論、2021年課税は前年の低い所得が反映されますが、2021年時点で所得が回復しているとも限りません）少なくとも2020年課税分は後年「分割納税」を認めることが望ましいと思います。徴税しているのは市町村なので、そのように県が市町村に「指導」することになるかと。なお、滋賀県にとって

は法人二税を含めて当面、税収が低迷することも見込まれます。財政調整基金で対応できない部分については歳出の見直しが必須になると思います。

- ・ 寄付金税制について：コロナ禍においてイベント業者などと支援する「クラウドファンディング」の試みが見受けられます。飲食・観光、農林業を含めて滋賀県内の事業者（本店が県外の事業者も含みます）に対する寄附等を募り、その一部を個人住民税から税額控除する制度を設けることも一案です。収益の下がった県内産業への支援になります。他方、「ふるさと納税」同様、寄附者への「返礼品」も認めます。（ふるさと納税の返礼品に私は否定的ですが、今回は目的が違います。）飲食店であれば、テイクアウト券でも構いません。自粛の影響で余った農作物・特産品等への需要を喚起して、（寄附＝カネだけではなく）「モノ」を動かすことに繋がります。対象となる（特に零細な）事業者の数が余りに多ければ、XX 商店街、XX 農協など業界団体別に寄附を募るようにすることかと。同様の措置は法人住民税にも取り入れて、県内企業による寄附を募っても良いかもしれません（ただし、企業への返礼品は認めません）。消費税減税を求める向きがありますが、前述の通り、コロナ禍の影響は業種の間で「一律」ではありません。「一律」な消費の喚起よりも、対象を絞った対策の方が効果は高いと思います。ただし、こうした措置は「非常時」の対応ですから、2 年間など期限を定めるべきです。
- ・ 税制を含めてこれを契機に滋賀県でも「デジタルガバメント」を徹底することかなと思います。デジタル化に適うようハンコ廃止を含めて仕事の仕方（業務）を見直します。「一律 10 万円給付金」の支給を巡る市町村の現場でのトラブルもデジタル化＝マイナポータルの欠陥ではなく、デジタル化の不徹底が原因です。市町村のデジタル化を進めるにあたって、県がリーダーシップを発揮することが肝要です。

注 1 この様式は、適宜必要な加工をして使用することができることとします。

注 2 行が足りない場合は、必要に応じて挿入してください。

注 3 参考資料等がある場合は別紙として添付してください。

(別記様式)

令和 2年 5月 29日

第6回滋賀県税制審議会 回答票

滋賀県税制審議会会長 様

委員氏名 勢一 智子

令和2年5月22日付け滋税審第2号で開催された第6回滋賀県税制審議会の書面会議につきまして、下記のとおり回答いたします。

議事(1) 琵琶湖森林づくり県民税に係る答申案について

(賛否等)

答申案に賛成いたします。

(意見等)

答申案に意見等はありません。これまでの議論を丁寧におまとめくださり、また、大部の参考資料も付してくださり、感謝申し上げます。

議事(2) その他

・新型コロナウイルス感染症に係る税制上の支援策について

(意見等)

景気変動の影響は、地方に届くまでタイムラグが見込まれるため、国の施策を睨みつつ、地域の実情に応じて、支援の期間と範囲を検討していくことが求められます。

支援策の選択に当たっては、その実施に要する行政コストに留意が必要です。特別定額給付金の支給をめぐる混乱は、教訓とすべきでしょう。住民側と県の双方にとってコスト低減を図れるかを含めて、実施方策を検討すべきであると考えます。

また、地域社会の会費といえる地方税の性質を踏まえると、支援策による地域の支え合いと同時に、中長期的に公平性を確保できるよう、例えば、免除より猶予を優先するなど、論理が示せる施策選択が望ましいと思われまます。

負担の実質的な軽減となる措置であることが大前提ですが、地域の安心感やモチベーションにつながる点も考慮できると理想的です。今後も、住民・事業者に「要請」に基づくコロナ対策を求めることから、県として将来に向けた政策メッセージを備えたものであることが望ましいと考えます。

注1 この様式は、適宜必要な加工をして使用することができることとします。

注2 行が足りない場合は、必要に応じて挿入してください。

注3 参考資料等がある場合は別紙として添付してください。

(別記様式)

令和2年5月27日

第6回滋賀県税制審議会 回答票

滋賀県税制審議会会長 様

委員氏名 松田 有加

令和2年5月22日付け滋税審第2号で開催された第6回滋賀県税制審議会の書面会議につきまして、下記のとおり回答いたします。

議事(1) 琵琶湖森林づくり県民税に係る答申案について

(賛否等)

賛成致します。

(意見等)

ありません。

議事(2) その他

・ **新型コロナウイルス感染症に係る税制上の支援策について**

(意見等)

これまでの災害時（東日本大震災など）における救済税制を参照し、今回の新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら支援策をまとめることが必要であると考えます。

東日本大震災のときには、所得税の寄付金控除限度額を総所得金額等の80%、認定NPO法人への寄付金はその40%（所得税額の25%を限度）としていたようです。また、復興特別区域に係る特例として、被災者等を雇用した場合は給与の10%（事業所得に係る所得税額の20%が限度）を税額控除といったものもあります。

ただし、支援策としては、給付に比べると税制の果たす役割は限定的であると考えます。税制での支援は、納税期限の関係で、早めの支援を弾力的に行うことが難しいこと、また、もともと納税額が少ない方にはあまり効果が見込めないことなどからです。

ご参考にしていただければ幸いです。

注1 この様式は、適宜必要な加工をして使用することができることとします。

注2 行が足りない場合は、必要に応じて挿入してください。

注3 参考資料等がある場合は別紙として添付してください。

(別記様式)

令和2年5月27日

第6回滋賀県税制審議会 回答票

滋賀県税制審議会会長 様

委員氏名 諸富 徹

令和2年5月22日付け滋税審第2号で開催された第6回滋賀県税制審議会の書面会議につきまして、下記のとおり回答いたします。

議事(1) 琵琶湖森林づくり県民税に係る答申案について

(賛否等)

賛成

(意見等)

意見なし

議事(2) その他

・新型コロナウイルス感染症に係る税制上の支援策について

(意見等)

意見なし

注1 この様式は、適宜必要な加工をして使用することができることとします。

注2 行が足りない場合は、必要に応じて挿入してください。

注3 参考資料等がある場合は別紙として添付してください。

議事(1) 琵琶湖森林づくり県民税に係る答申案に対する井手委員のコメントへの対応について

(井手委員の御意見：賛成（意見あり、修文は会長に一任）)

- ・「見直しの検討」という表現が気になった。もし見直しの検討が正しいとすれば、その前に何度か出てくる「見直し」との整合性が気になる。例えば、基本計画ではあるが、「計画開始から5年を目途に見直しを行うことが予定されている」は「見直しの検討を行う」ではないのか？

(事務局の考え)

- ・県民税については、課税方式や税率の「見直し」が必要か否かの「検討」を行う（検討した結果、見直さない場合もあり得る）のに対して、基本計画については、単にその内容の「見直し」を行うということで、県民税は「見直しの検討」、基本計画は単に「見直し」と使い分けている。
- ・しかし、現行の文面では、そうした使い分けが不十分な点があることから、委員御指摘を踏まえて、以下のとおり修文したい。

琵琶湖森林づくり県民税について（答申）（案） 新旧対照表

旧	新
<p>5 次回の見直し時期について</p> <p>これまで、県民税の見直しの検討は、基本計画における5年ごとの実施計画である戦略プロジェクトの見直し時期に合わせて実施されてきた。</p> <p>第2期基本計画の計画期間は10年間となっているが、滋賀県の森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化などを考慮し、計画開始から5年を目途に見直しを行うことが予定されている。</p> <p>県民税と基本計画の見直しの検討を _____ 同時期に行う場合、滋賀県森林審議会の考えと滋賀県税制審議会の考えが異なった場合にその調整が行いやすいこと、県民の立場から、基本計画の見直しと<u>県民税の見直し</u> _____ について同時に知ることができるため、<u>それぞれの見直しの関連性</u>をより理解しやすくなることなどのメリットがあることから、これまでと同様、県民税の見直しの検討は、基本計画の見直しと同時期に行うことが適当である。</p> <p>ただし、社会経済情勢の変化や基金の状況によっては、<u>県民税の見直し</u> _____ 時期を基本計画よりも前倒しすることも視野に入れるべきである。</p>	<p>5 次回の<u>見直しの検討</u>時期について</p> <p>これまで、県民税の見直しの検討は、基本計画における5年ごとの実施計画である戦略プロジェクトの見直し時期に合わせて実施されてきた。</p> <p>第2期基本計画の計画期間は10年間となっているが、滋賀県の森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化などを考慮し、計画開始から5年を目途に見直しを行うことが予定されている。</p> <p>県民税の見直しの検討を基本計画の見直しと同時期に行う場合、滋賀県森林審議会の考えと滋賀県税制審議会の考えが異なった場合にその調整が行いやすいこと、県民の立場から、基本計画の見直しと<u>県民税の見直しの検討</u>について同時に知ることができるため、<u>それぞれの _____ 関連性</u>をより理解しやすくなることなどのメリットがあることから、これまでと同様、県民税の見直しの検討は、基本計画の見直しと同時期に行うことが適当である。</p> <p>ただし、社会経済情勢の変化や基金の状況によっては、<u>県民税の見直しの検討</u>時期を基本計画よりも前倒しすることも視野に入れるべきである。</p>

議事(2) 新型コロナウイルス感染症に係る税制上の支援策に対する各委員の意見等の概要と事務局の考えについて

	意見等の概要	事務局の考え
井手委員	賛成 意見なし	—
川勝委員	<p>①急激な所得減少に陥った家計への生活支援や活動自粛に伴う事業者の所得補償などについては、国などの財政支出によって行うべきであり、安易に税制を用いるべきではない。</p> <p>②税制上の支援策となると、どうしても税の減免といった措置になりがちだが、それよりも第2波や第3波に備えてしっかりと税収を確保しておくことも重要な支援策といえる。</p> <p>③レジリエンスの高い経済・社会構造への転換に資する支援策、つまり未来を見据えた投資に力点を置くべき。</p> <p>④サービスが非常時に迅速かつ円滑に、しかも本当に必要な人に届けられるように、行政がその情報基盤を整備し、サービスのデジタル化を進めることもまた重要な支援となる。</p> <p>⑤感染症拡大や災害などの有事が生じた場合に、行政からの支援(給付や融資、税制上の支援)を迅速かつ円滑に受給して頂くために、今後はその受給条件として、マイナンバーカードの登録や電子納税をお願いすることも一案。</p>	<p>①～③については、具体的な施策につなげるというよりも、一般的な姿勢として参考とする。</p> <p>④については、国においても「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が平成29年に閣議決定されており、様々な行政事務をデジタル化が今後さらに進められていくものと思われる。本県においても、税分野にあっては、既に実施している電子決済サービスによる納税をさらに拡充させていくほか、各分野における行政手続のオンライン化や行政事務のペーパーレス化を一層進めていきたい。</p> <p>⑤については、国におけるマイナンバーカードの利活用の取組みと合わせて、県としてもどのような取り組みが可能であるか、関係部局とも情報共有して、国等への要望につなげられるか考えていきたい。</p>
佐藤委員	<p>①個人住民税について:「今年所得の急減した」個人・事業者への住民税の減免も講じておく必要がある。「今年(2020)」の所得はこの時点では確認しようがないので、一旦、申告で今年の納税を全額もしくは一部猶予しておいて、「来年(2021)」になって今年(2020)の所得情報を得た上で、納税させるか、免除するかと決めても良い。</p> <p>②寄附税制について:飲食・観光、農林業を含めて滋賀県内の事業者(本店が県外の事業者も含みます)に対する寄附等を募り、その一部を個人住民税から税額控除する制度を設けることも一案。他方、「ふるさと納税」同様、寄附者への「返礼品」(飲食店であれば、テイクアウト券)も認めてはどうか。</p> <p>③税制を含めてこれを契機に滋賀県でも「デジタルガバメント」を徹底すること。デジタル化に適うようハンコの廃止を含めて仕事の仕方(業務)を見直してはどうか。</p>	<p>①については、いただいた御意見を参考としつつ、今回新たに設けられた猶予の特例の適用実績の動向や今後国において特例制度が延長されるのか否かにも留意していきたい。</p> <p>②については、委員御提案のような事業者に対する寄附等を住民税の寄附金控除の対象とするためには、法律改正がなければ困難であると考えられる。そのため、御提案の主旨である、対象を絞った形で県内事業者を応援することの必要性を課題として認識しつつ、国への要望等につなげられるか、研究していきたい。</p> <p>③については、国においても「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が平成29年に閣議決定されており、様々な行政事務をデジタル化が今後さらに進められていくものと思われる。本県においても、税分野にあっては、既に実施している電子決済サービスによる納税をさらに拡充させていくほか、各分野における行政手続のオンライン化や行政事務のペーパーレス化を一層進めていきたい。また、ハンコについても廃止することを目標として、廃止に伴う困難を克服する方策を検討していきたい。</p>
勢一委員	<p>①支援策の選択に当たっては、その実施に要する行政コストに留意が必要。(例:定額給付金の混乱)</p> <p>②地域社会の会費といえる地方税の性質を踏まえ、支援策による地域の支え合いと同時に、中長期的に公平性を確保できるよう、例えば、免除より猶予を優先する。</p>	<p>①および②については、具体的な施策につなげるというよりも、一般的な姿勢として参考とする。</p>
松田委員	支援策としては、給付に比べると税制の果たす役割は限定的。税制での支援は、納税期限の関係で、早めの支援を弾力的に行うことが難しく、もともと納税額が少ない方にはあまり効果が見込めない。	具体的な施策につなげるというよりも、一般的な姿勢として参考とする。
諸富会長	意見なし	—